

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示

生活保護法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可

解除予定の保安林

都市計画の決定に係る図書の写しの送付

都市計画の変更に係る図書の写しの送付(三件)

開発行為に関する工事の完了

◇教 委 告 示

教育委員会の招集

◇公 告

鳥取県職員採用初級試験の実施

鳥取県警察官採用試験の実施

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十六年七月鳥取県条例第二十九号)中別表第一の第二種県営住宅の表の改正規定のうち東和田団地に関する部分及び別表第二の表の改正規定のうち東和田団地に関する部分の施行期日は、昭和五十六年八月二十五日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県規則第六十五号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県管住宅の表中

法勝寺第一 二二、一〇〇円

を

法勝寺第二	二二、一〇〇円
東和田	二五、六〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀一四八番地	昭和五十六年八月十日

鳥取県告示第七七十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十六年八月十九日	池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六

鳥取県告示第七七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に

に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を昭和五十六年八月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十八号

昭和五十六年七月三十一日付けで東伯郡東伯町大字徳万五五八番地一公
文土地改良事業共同施行代表者渡辺哲則から申請のあつた公文地区の換地
計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十
四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二
第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示
する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年八月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十九号

昭和五十六年七月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（福
岡（畦高）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認め
ためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第
五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示す
る。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年八月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十号

昭和五十六年八月五日付けで北条町から申請のあつた土地改良（田井地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十一号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（福岡（郷原）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月

二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一七二四の二四から七二四の二六まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、

三朝町から三朝都市計画下水道の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、関金町から倉吉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に

において公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年五月一日 鳥取県指令受都計第七十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字乗越上一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町一丁目四二

灘尾万里

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年八月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 強

一 日時 昭和五十六年八月二十八日(金) 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任命について

2 その他

公 出

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和56年 8月25日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和56年度鳥取県職員採用初級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務 A	約 5 名
一般事務 B	約 40 名
学校事務(中部)	若干名

3 対象となる職

知事の事務部局、警察本部、教育委員会事務局、市町村立小・中学校等に勤務する行政職給料表7等級相当程度の係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として給料月額82,000円の

ほか、諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和35年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）、適性試験（多枝選択式）及び適性検査

(2) 試験の期日

昭和56年10月18日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和56年11月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和56年11月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和56年12月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験の手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込受付期間中は、「試験の区分」の変更をすることができる。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和56年9月1日（火）から同月22日（火）まで（日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送による申込みは、昭和56年9月22日（火）までの消印のあるものに限って受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（ただし、土曜日は、12時まで）

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和56年8月25日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和56年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官(A)	約15名
警察官(B)	約15名

3 対象となる職

4 給与
警察に勤務する公安職給料表7等級の係員（巡査）の職

この試験に合格し、採用された者は、原則として次の表に掲げる給料のほか、諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官(A)	107,000円
警察官(B)	92,000円

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
警察官(A)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を昭和57年3月31日までに卒業する見込みの者
警察官(B)	上記以外の者

昭和29年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた男子

6 第1次試験

- (1) 試験種目
教養試験(多枝選択式)、論文(作文)試験、適性検査及び身体検査(I)とし、身体検査(I)の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和56年9月27日(日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和56年11月上旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験、体力検査、身体検査(II)及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和56年11月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和56年12月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験の手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間
昭和56年9月1日(火)から同月22日(火)まで(日曜日及び祝日を除く。)
なお、郵送による申込みは、昭和56年9月22日(火)までの消印のあるもの限り受け付ける。

ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日各試験場において受け付ける。

イ 申込受付期間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査（1）の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】